

医療法人 徳洲会 湘南病院
重要事項説明書(みなし訪問看護)

当事業所はご利用者に対して、訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1.事業者の概要

事業者名称	医療法人 徳洲会
代表者	理事長 東上 震一
所在地	大阪府大阪市北区梅田 1-3-1-1200

2.事業所の概要等

事業所名称	医療法人 徳洲会 湘南病院 訪問看護室
所在地	神奈川県横須賀市鷹取 1 丁目 1 番 1 号
病院長	舩井 秀宣
保険医療機関番号	191.146.0
事業の種類	みなし訪問看護
管理者	帯谷 信行
電話番号	046-865-9784
サービス提供地域	横須賀市(追浜町・追浜本町・追浜東町・追浜南町・鷹取・湘南鷹取・浜見台・浦郷町・田浦町・田浦大作・田浦泉町・夏島町・船越町・港が丘・長浦町・吉倉町)横浜市金沢区一部(六浦東 1～2 丁目・平潟町・瀬戸・柳町・乙舩町・野島町・泥亀・町屋町)

3.営業日・営業時間・サービス提供時間

事業所の営業日	月曜日から土曜日(祝日含む) 但し、12 月 31 日～1 月 3 日を除く
事業所の営業時間 およびサービス提供時間	月～金曜日 8:30～17:00 / 土曜日 8:30～12:30 国民の祝日および振替休日がこれらの曜日にあたる場合、当該曜日の営業時間に準じて営業

4.訪問看護の目的と運営方針

訪問看護の目的	適正な運営を確保するための、必要な人員および設備、管理運営に関する事項を定め、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある利用者に対し、その利用者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行うことを目的とする。
運営方針	①訪問看護の実施にあたっては、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。 ②当院は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。 ③ 訪問看護の提供にあたっては、医師の指示、訪問看護計画に基づき、療養上の目標を設定して計画的に行うものとします。 ④訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5.従業者の勤務体制

管理者	1 名(常勤)	管理者は従業者および業務の管理を行います。
看護師	2 名(常勤)	訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、主治医と連携を図り、訪問看護の提供にあたります。
事務	1 名(常勤)	請求事務その他必要な事務を行います。

6.サービスの内容

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 病状・障害の観察 | 6 認知症状に対する生活・精神的援助 |
| 2 清拭・洗髪・入浴等による清潔保持 | 7 療養生活の相談や介護方法の指導、社会資源の紹介 |
| 3 食事指導及び排泄等の日常生活援助 | 8 カテーテル等の管理 |
| 4 褥瘡の予防・処置 | 9 内服薬の管理 |
| 5 リハビリテーション | 10 その他、医師の指示による医療処置 |

7.利用料その他の費用

(1)利用料金

利用者の方からいただく利用者負担金は、健康保険および高齢者医療確保法等の法定利用料に基づく金額で別紙の「湘南病院(訪問看護・精神科訪問看護)料金表」のとおりです。また公費負担等についてはその規程に準じます。

(2)交通費は 1 回の訪問あたり 300 円徴収いたします。

※通常の実施地域を越えた行方事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合、実施地域を越えたところから 1 kmあたり 100 円追加で徴収いたします。

(3)キャンセル料 利用者の都合で訪問を中止する際には、速やかにご連絡下さい。

サービス利用日の前々日まで	キャンセル料は不要です
サービス利用日の前日営業時間内	利用料自己負担分の 50%
前日営業時間外～当日のキャンセル	利用料自己負担分の 100%

※ただし、病状の急変や入院等の場合キャンセル料は不要です。

(4)利用料金のお支払方法

通院で来院された際に、会計窓口でご利用料のお支払をお願いします。

8.サービス利用に関する留意事項

(1)受診について

主治医の指示期間が毎月最初の診察日より1ヶ月となりますので、毎月受診をするようお願いします。

(2)定められた業務以外の禁止

利用者は「5.サービスの内容」で示した 1～10 のサービス以外の業務を事業所に依頼することができません。

(3)電気、ガスまたは水道の無償使用

訪問看護師が訪問看護提供のために、電気、ガスまたは水道を使用する必要があるときは、無償で使用させていただきます。

(4)訪問看護師の変更

事業所の都合により訪問看護師を交代することがあります。その場合、利用者及びその家族に対して訪問看護利用上の不利益が生じないように十分配慮させていただきます。

(5)訪問看護師に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

(6)訪問看護師は年金の管理や金銭の貸借等の取扱いはいたしません。

(7)訪問時間について

前の訪問が長引いてしまう場合や道路の交通事情により、訪問時間が 10 分前後遅れる場合があります。大幅に遅れる場合は事前にご連絡させていただきます。

(8)訪問看護の提供が困難な場合

風水害や地震等の天災により、訪問看護師の安全が確保されない場合は、やむを得ず訪問看護の提供を中止させていただくことがあります。また、通信事情により事前のご連絡ができない場合もありますのでご了承ください。

(9)ペットについて

大切なペットの安全を守るためにも、サービス利用時はペットをゲージに入れる・リードにつなぐ等のご協力をお願いします。ペットが備品等の破損や訪問看護師へ危害を加えた場合、その損害を賠償していただく場合があります。

(10)ハラスメント対策

サービス提供中に利用者及びその家族が暴力・迷惑行為を行い、健全な信頼関係を築けないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

(11)個人情報

見守りカメラの設置・職員の写真を撮影する・SNS に投稿する等の場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を得て下さい。

10.緊急時等における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を講じます。

11.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び関係者に連絡し、必要な措置を講じます。

12.損害賠償について

事業所はサービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

13.虐待防止ための措置

事業者は、利用者への人権擁護・虐待防止の為、虐待防止に関する責任者の設置・苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、虐待防止委員会の設置、従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施する等の必要な措置を講じます。

14.身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

《緊急やむを得ない場合とは》※以下の全てを満たすことが必要

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険に晒される可能性が著しく高い。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である。

14.感染症対策について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15.業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い次の措置を講じるものとします。

- (1) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

16.社会情勢及び天災の対応

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの継続が難しい場合は、日程・時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの遅延もしくは不能になった場合、それによる損害の賠償責任は負いません。

17.守秘義務

事業所は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

18.従業員の研修の確保

事業所は社会的使命を認識し、従業員の質的向上を図るため研究・研修の機会や業務体制を整備します。

19.衛生管理

訪問看護師の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

20.苦情の受付

利用者は当事業所その他、市町村・国保連合会に対しても苦情を申し立てることができます。

(1)事業所における苦情の受付やご相談は、以下の専用窓口で対応いたします。

苦情受付窓口(管理者)	帯谷 信行
対応時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 土曜日 8時30分～12時30分
電話番号/FAX	046-865-9784 / 046-865-0360(FAX)

(2)また以下の公的機関においても苦情の申し出等ができます。

受付窓口	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番地 1
苦情専用電話番号	045-329-3447
受付時間	8時30分～17時15分 土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く

【説明確認欄】 重要事項について説明し内容の同意を受け、文書を交付しました

事業者 所在地 大阪府大阪市北区梅田 1-3-1-1200
名 称 医療法人 徳洲会
理事長 東上 震一
事業所 所在地 神奈川県横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号
名 称 医療法人 徳洲会 湘南病院 訪問看護室

令和 年 月 日 説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、文書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____
上記代理人 住 所 _____
氏 名 _____
続柄()